

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設 (国3)(法人税:義) (地2)(法人住民税、事業税:義) <b>【新設】延長・拡充</b>
2	要望の内容	現行制度では、法人税の損金の対象となる地方税を軽減した場合、その軽減額は法人税の課税所得となり、国税の対象となる。地方自治体の独自の取組として特定国際戦略事業を実施する事業者の地方税を軽減しても、その軽減額(損金算入となる地方税分)の法人税率分については、国税の増額となり、その効果が減殺される。 そこで、特定国際戦略事業を実施する事業者の法人税に関して、地方自治体が損金算入となる地方税を軽減した場合に、その軽減額分を損金とみなして法人税の課税所得を計算する特例措置を設ける。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展 ・各特区における企業の新規立地件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	63社の適用があると想定。 なお、具体的には関西イノベーション国際戦略総合特区から要望あり。
		② 減収額	平年度の減収額は7.65億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。	
		《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 本要望の実現により、平成27年度までに60社以上の企業進出を見込んでおり、設備投資や雇用者数、製造品等出荷額が増加することにより、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地方税の軽減相当額を補助金で交付したとしても、補助金に対しても法人税が課税されてしまうため、補助金の効果が減殺されてしまう。地方税の軽減効果を低減させないためには、租税措置を講じる必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	